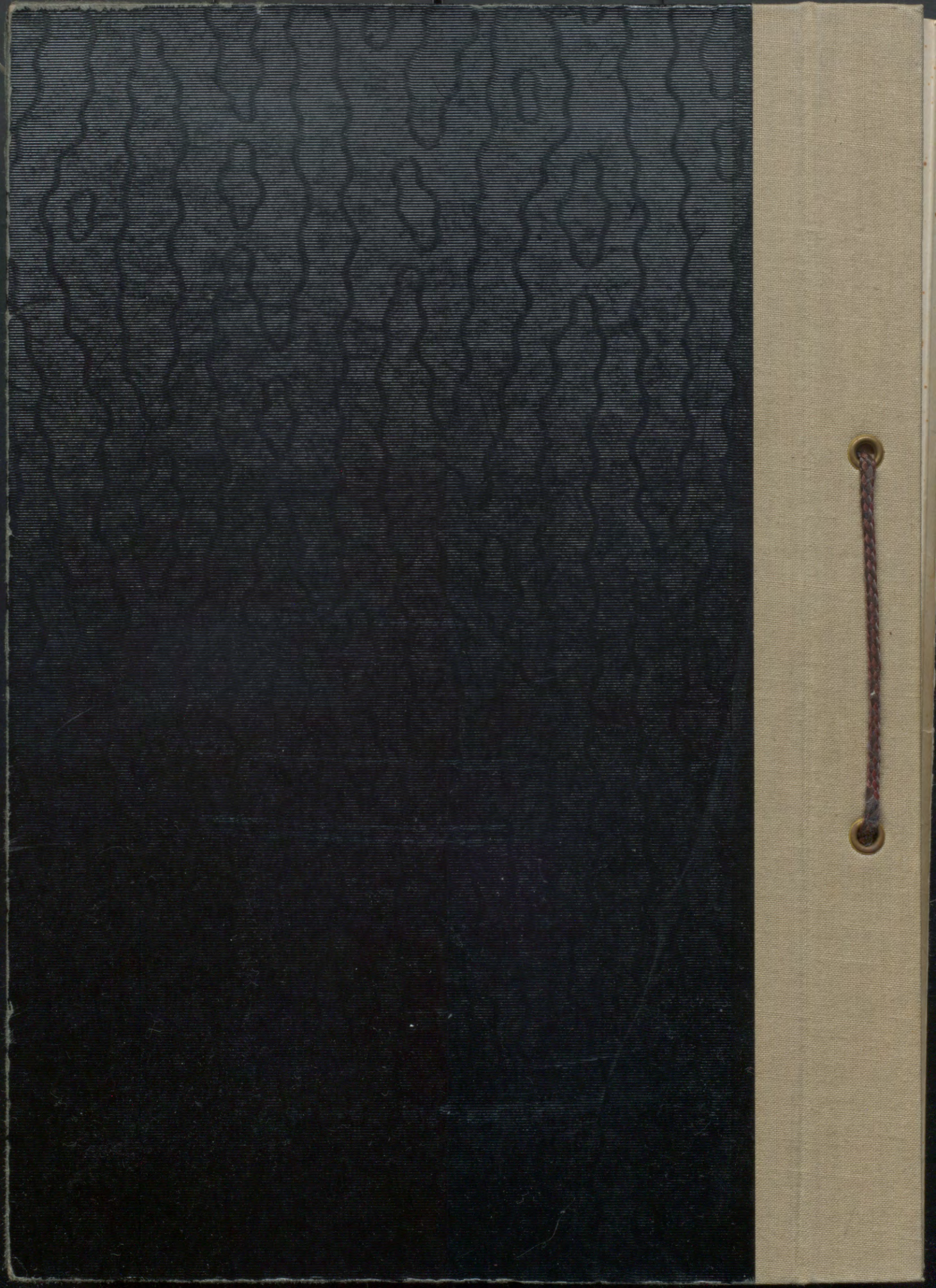




昭和平成乙年

款

A

項

3

目

2

節

件

名

本
会
議
録
綴

又冊の 1 号

昭和 未 年
月
まで 保 存

登録番号

第 1 月 ~ 8 月

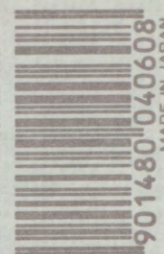
議 会 課

(保存文書背表紙)

甲

決裁区分	甲 乙 <u>丙</u> 丁	文書分類	発送・ <u>内</u> ・議案・令達	福議 収 第 <u>92</u> 号
保存	1 3 5 10 15 <u>永</u>	廃棄	年 月	F・No. <u>A 3 2</u>
取扱上注意	至 急 秘	添付物	起案	<u>平成2年 5 月 31日</u>
浄書区分	本 控 計	用 紙	決裁	年 月 日
			施行	年 月 日
☐ タイプ原力 ☐ 孔版 ☐ 手書複写 ☐ ペン書	☐ 更紙 ☐ 中質紙 ☐ 上質紙 ☐ タイプ紙 ☐ その他	☐ 普通 ☐ 書留 ☐ 使送 ☐ その他	先方	年 月 日付
文書	年 月 日	文書	年 月 日	日收受
浄書	照合	公印	施行	事・機係長
作成完了希望日	月 日迄	作成	月 日	了
発送完了希望日	月 日迄	発送	月 日	了
主 起 案 者	係 員	係 長	次 長	局 長
氏 名 <u>大内 博之</u>				
あて先 <u>福生市長</u>	合 議	文書課長 <u>石川 彌八郎</u>	庶務係長 <u>仲村 清信</u>	
発信者 <u>福生市議会議員</u>		文書係長 <u>野</u>		
注意事項	先			
件 名	<u>会議録の送付について</u>			
上記のことについて、紙のように照会申請、回答通知、報告決定、依頼実施、してよろしいか伺います。				

1 平成2年第1回福生市議会臨時会
(1月26日)



KOKUYO
ツ-1 B5-S

福議癸第九十二号

平成二年五月三十日

福生市長

石川彌八郎殿

福生市議会議長

仲村清信



會議録の送付について

平成二年第一回福生市議会臨時会の会議録の写しを別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第

一二三条第三項の規定により送付いたします。





開 會 平成二年二月二十六日
閉 會 同 日

平成二年

福生市議會第一回臨時會會議錄

福生市議會

	出欠席議員	一
	出席説明員	二
	議事日程	三
	開会・開議	五
日程第一	會議録署名議員の指名	五
	六番 南木繁男君	
	七番 佐藤慶二君	
	八番 林田武君	
諸報告		五
日程第二	会期の決定（議會運営委員長報告）	五
日程第三	議案第一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	六
日程第四	議案第二号 福生市長等の給与に関する条例の一部を 改正する条例	八
日程第五	議案第三号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費 等に関する条例の一部を改正する条例	九
日程第六	議案第四号 福生市の一般職の職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例	一一
日程第七	議案第五号 福生市の一般職の職員の平成元年六月期	一二

日程第八	議案第六号	期末手当の支給割合を定める条例	原案可決	一四
日程第九	議案第七号	平成元年度福生市一般会計補正予算（第四号）	原案可決	一六
日程第十	議案第八号	平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）	原案可決	一八
日程第十一	議案第九号	平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）	原案可決	二〇
閉議・開会		平成元年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）	原案可決	二一

第一回福生市議会臨時会会議録（第一号）

平成二年一月二十六日福生市議会議場に第一回福生市議会臨時会が招集された。

出席議員は次のとおりである。

一番 田村正秋君	二番 大森進君	三番 野口秀世君
四番 浜中輝夫君	五番 須釜亮次君	六番 南木繁男君
七番 佐藤慶二君	八番 林田武君	九番 在原敏博君
十番 村野和一郎君	十一番 松山清君	十二番 原敏子君
十三番 遠藤洋一君	十四番 赤星行人君	十五番 齋藤巽君
十六番 井上寅吉君	十七番 上野重勝君	十八番 小野沢久君
十九番 堀川寅實君	二十番 指田保雄君	二十一番 東田正治君
二十二番 宮沢良一君	二十三番 仲村清信君	二十四番 村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 古谷 正夫君 議事係長 島田 幸治君 主 事 北村 圭君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君 助 役 浅見 裕康君 収入 役 内田 和雄君

教育 長 来住野 和也君 企画財政部長 野沢 久人君 総務部長 森田 進君

市民部長 岩崎 好亮君 福祉部長 石川 和夫君 建設部長 小野 光朗君

教育次長 矢崎 茂夫君 監査委員 黒田 登君 選挙管理委員会事務局長 川辺 登茂次君

行政推進 関口 清君
担当 参事

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成二年第一回福生市議会臨時会議事日程

開議日時 一月二十六日（金）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第一号

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

日程第四 議案第二号

日程第五 議案第三号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正
する条例

日程第六 議案第四号

日程第七 議案第五号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
福生市の一般職の職員の平成元年六月期期末手当の支給割合を定める
条例

日程第八 議案第六号

日程第九 議案第七号

日程第十 議案第八号

日程第十一 議案第九号

平成元年度福生市一般会計補正予算（第四号）

平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

平成元年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）

午前 十時 開会・開議

○議長（仲村清信君） ただいまから平成二年第一回福生市議会臨時会を開会いたします。

○これより今日の会議を開きます。

○これより日程に入ります。

○議長（仲村清信君） 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第三百三十二条の規定により、議長において、

六 番 南 木 繁 男 君

七 番 佐 藤 慶 二 君

八 番 林 田 武 君

以上三名を指名いたします。

○議長（仲村清信君） この際報告事項がありますので、事務局長をして報告いただきます。

（古谷議会事務局長報告）

一、平成二年第一回福生市議会臨時会の招集について（別添参照）

二、議案の送付について（別添参照）

三、市議会議事説明員の委任について（別添参照）

四、議案説明員の出席要求について（別添参照）

五、平成元年十一月分例月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

○議長（仲村清信君） 日程第二 会期の決定を議題といたします。

○今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願

ます。

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る一月十九日に開催されました議会運営委員会の結果について御報告申し上げます。

まず、日程でございますが、本日の臨時会に提案されております案件は市長からの条例の一部改正及び補正予算の九件となっております。

次に日程の順序でございますが、先例にならしましてお手元に御配付の日程表の順で編成いたしました。次に議案の取扱でございますが、議案は国家公務員に準じての報酬及び給与等の条例改正と条例改正に伴います人件費の補正予算でございますので、慎重審議の上、すべて即決でお願いすることといたしました。したがって、会期につきましては本日一日限りとするこの議会運営委員会としては決定いたしました。

なお、全員協議会でございますが、理事者からの申し入れがあり、本日の本会議終了後開催し、御協議願うことといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今臨時会が円滑に運営されますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり一月二十六日本日一日限りとすることに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君 登壇）

○総務部長（森田 進君） おはようございます。それでは御指名をいただきましたので、議案第一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、平成元年度の人事院勧告は昨今の経済情勢や民間の給与の上昇等を考慮いたしまして勧告を行っておりますが、その中で期末手当については〇・二カ月分を上乗せし、改正するよう勧告がなされました。また、東京都の人事委員会におきまして、国の状況を考慮いたしまして同様の改定を行うよう勧告がなされました。そこで、当市におきまして、これらの状況を踏まえながら、他市の改正状況等も考慮し、本条例の改正案を御提案申し上げます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

まず、第五条第二項の市議会議員の六月期期末手当の支給割合を現行の百分の百九十を百分の二百十に、月数にしますと一・九カ月を二・一カ月に改正しようとするものでございます。なお、改正に伴いまして必要とする財源といたしましては、総額で百四十八万八千円と相なるものでございます。

次に附則でございますが、第一項及び第二項は、改正条例の施行期日等を規定したものでございまして、本条例は公布の日から施行いたしまして、改正後の条例は平成元年六月一日から適用しようとするものでございます。

次に第三項は期末手当の内払いを定めたものでございまして、改正前の規定に基づきまして支払われた平成元年六月期の期末手当につきましては改正後の規定によって支払われる期末手当の内払いであることを規定したものでございます。

以上大変雑駁な説明でございますけれども、慎重御審議賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。